

研究ノート

ハイエクの自生的秩序論と進化論に関する予備的考察

土井 崇 弘

目 次

第一章 問題設定

第二章 自生的秩序を支えるルールの特徴と形成過程

第一節 自生的秩序を支えるルールの起源は自生的か

第二節 自生的秩序を支えるルールの設計は可能か

第三節 小括

第三章 自生的秩序論と進化論の関係

第一節 ヴァンバークのハイエク批判 自生的秩序論と進化論 の一体的・連続的な把握

第二節 対象とする問題の違いに基づく区別 共同体内部にお けるルールの形成・発展過程を扱う自生的秩序論 と 共 共同体間の競争の中でルールの形成・発展過程を扱う進 化論

第四章 自生的秩序論と進化論の限界 問題解決の手がかりと残 された課題

第一章 問題設定

本稿は、F・A・ハイエクの自生的秩序論と進化論の限界を検討するための準備作業として、彼の自生的秩序論と進化論の理解に関する予備的な考察を加えんとするものである。

周知のとおり、ハイエクの自生的秩序論と進化論は、彼が自由社会擁護論を展開するうえで鍵となる、非常に重要な議論である。彼の自生的秩序論の要点をごく簡単にまとめると、「知識の分散」と「暗黙知・実践知」という言葉で要約できる独自の知識論に基づいて、「社会制度はすべて、熟慮のうえでの設計の産物であり、またそうあるべきだ」と想定する設計主義を厳しく批判し、無数の個々人に分散した知識を最大限に利用するために、知性の命令ではなく個々人の自由な活動の相互調整に基づいて形成される自生的秩序の有用性を強調する議論だということができる⁽¹⁾。また、自生的秩序を支えるルールについてのハイエクの進化論的な説明とは、そのようなルールが遵守され尊重されるようになったのは、それが有する効果を人々が理解したからではなく、それを実践する集団が成功したからだというものである。つまり、新しいルールを実践する集団が成功を収めて他の集団に取って代わることによって、あるいは、成功している集団を見て、成功を導く新しいルールを他の集団が模倣することによって、新しいルールが人々の間に広まったというわけである⁽²⁾。

このようなハイエクの自生的秩序論と進化論については、これまで、自生的秩序論・進化論と自由社会擁護論との整合性⁽³⁾、進化論と設計主義批判などの他の議論との矛盾⁽⁴⁾、自生的秩序論・進化論と政治権力の必要不可欠性との関係⁽⁵⁾といった論点をめぐって、数多くの研究が積み重ねられてきた⁽⁶⁾。以上の論点をめぐるこれまでの議論を前提として彼の自生的秩序論と進化論の可能性を探求する際には、その限界をどのように見定めたうえでその限界をどのように克服してゆくかという問題に取り組むことが必要とされる。

この点について、例えば山中優は、「ハイエクの自生的秩序論は理論的に大きなインパクトを持っているが、彼の議論を、政治権力の不完全性を指摘するとともにその肥大の危険性を警戒し、社会の自生的性格を強調する議論としてのみ受け止めることは、危険な帰結をもたらす恐れがある」という問題関心に基づいて、次のような考察を加えている。山中によると、ハイエクの議論は、市場の論理が人々の自然感情にそぐわない冷酷非情な側面をはらんでいることを率直に認めるものであり、それを承知のうえで覚悟して市場を受け入れることを迫る非常に厳しいメッセージを我々に突きつけるものである。つまりハイエク自身も、自生的市場秩序の限界としての「反市場的な自然感情 すなわち、市場の冷厳な競争の論理に対する人々の反発」⁽⁷⁾の存在を、十分に認識していたわけである。だからこそ彼は、一方で、議会制改革論を精力的に展開して、「自生的な社会秩序原理としての市場秩序それ自体を維持するためにこそ、市場に対する反発を抑える政治権力が必要である」と力説するに至り、他方で、そのような「反市場的な自然感情」を自生的に抑制して市場に適合的なものへと馴化するものとして、宗教的規範の重要性を説くに至ったのである。

また、ハイエクの自生的秩序論と進化論の限界に検討を加えることは、筆者自身の問題関心にとっても極めて重要である。筆者はこれまで、「伝統」に基づく啓蒙主義的合理主義批判という共通点を有する論者としてハイエクとA・マッキンタイアの議論を比較検討し、ハイエクの「行為ルールとしての伝統」という伝統観、ハイエクにおける自由社会擁護論と伝統重視の立場との両立可能性、「行為ルールとしての伝統」間比較の可能性と限界について、分析を加えてきた。そしてその際に鍵となる議論として、ハイエクの「自生的な秩序形成の結果として生き残ってきたもの」という伝統理解、彼の進化論的な伝統擁護論、伝統の普及過程に関する彼の進化論的な議論に、着目してきた。⁽⁸⁾それゆえ、彼の自生的秩序論と進化論の限界をどのように見定めようかというその限界をどの

ように克服してゆくかという問題に取り組むことは、自由社会擁護論と伝統重視の立場との両立可能性の探求という筆者自身の問題関心からみても、必要不可欠である⁽⁹⁾。

さて本稿では、このような問題を本格的に検討するための準備作業として、ハイエクの自生的秩序論と進化論に関する理解の整理を行う。というのもこの問題に取り組むためには、それに先立って、彼の自生的秩序論と進化論に関する理解の曖昧な点を解消しておくことが必要だからである。そこで本稿では、まず始めに第二章で、ハイエクにおける自生的秩序とルールとの関係をめぐる問題を取り上げて、自生的秩序を支えるルールが有する特徴とそのようなルールの形成過程に関する整理を行い、「彼が自生的秩序を支えるルールの形成過程に注目する際には、自生的な秩序形成と進化の過程の結果を重視する」という点を確認する。次に第三章で、ハイエクにおける自生的秩序論と進化論の関係をどのように理解すべきかについて、検討を加える。以上の準備作業を行ったうえで、最後に第四章で、ハイエクの自生的秩序論と進化論の限界を検討するための手がかりを提示したい。

第二章 自生的秩序を支えるルールの特徴と形成過程

ハイエクは、自生的秩序とルールの間には密接不可分の結びつきがあると考えている。というのも自生的秩序の形成は、その中の様々な要素が特定のルールに従うことの結果だからである。では、自生的秩序を支えるルールにはどのような特徴が存在するのであるだろうか。彼の指摘によれば、自生的秩序を支配するルールは、いかなる共通の目的からも独立しており具体的な事例に対する適用に関係なく定められた、目的独立的で一般的・抽象的なルールでなければならない⁽¹⁰⁾。

このようなハイエクの論述に関しては、H・H・ギスラーソンと山中の指摘が注目に値する。ギスラーソンの指摘によれば、ハイエクのリベラリズムには確かに、具体的な歴史的・社会的現実を念頭に置いた特定

の自生的秩序にコミットする傾向が見受けられるが、彼が何らかの所与のルール・システムを支持するのは、自生的秩序を可能にするいくつかの特徴をそのルール・システムが共有しているからであって、そのルール・システムそれ自体が自生的秩序であるからではない。⁽¹¹⁾ また山中の指摘によると、ハイエクにとって重要なのは、自生的に成長してきた暗黙的なルールであろうと明文化され権力的に担保されたルールであろうと、それが目的独立的な自生的秩序を生み出すものかどうかということであった。つまりハイエクの自生的秩序論の真意は、秩序の起源としての自生的性格そのものをやみくもに絶対視することでは決してなく、むしろ、自生的起源に伴うことが期待される秩序の目的独立性を重要とみなすことであったというわけである。⁽¹²⁾

このように、自生的秩序とルールとの関係をめぐるハイエクの論述について、「自生的秩序を支えるルールの特徴としてまず第一に重視すべきは、それが目的独立的で一般的・抽象的なルールであるかどうかであって、そのようなルールが自生的な秩序形成の結果であるかどうかではない」と指摘する、ギスラーソンと山中の分析それ自体は、極めて的確なものである。だが、このことを前提としたうえで、筆者は次のような疑問を投げ掛けたい。すなわち、自生的な秩序形成の結果という要素を全く持たない純粋に熟慮のうえでの設計の産物であるルールが、実際に、目的独立性・一般性・抽象性という特徴を有し、自生的秩序を生み出してそれを維持することは可能か、と。このような筆者の疑問の背景にあるのは、先に第一章で触れた「独自の知識論に基づいて設計主義を批判し、自生的秩序論を提示する」というハイエクの一連の議論展開である。つまり、設計主義が抱える問題点を厳しく批判して自生的秩序の有用性を強調する彼の議論を念頭に置かならば、「自生的秩序を支える目的独立的で一般的・抽象的なルールを純粋に熟慮のうえでの設計することも、場合によっては可能である」という主張には少し違和感があるのではないかというのが、ここで筆者が提起したい問題なのである。

そこで本章では、まず始めに第一節で、「自生的秩序を支えるルールの起源は自生的か」という問いについての、ハイエク自身の理解を確認する。それに基づいて次に第二節で、「自生的秩序を支えるルールを熟慮のうえで設計することは可能か」という問題に検討を加える。最後に第三節で、本章の結論を述べたい。

第一節 自生的秩序を支えるルールの起源は自生的か

自生的秩序を支えるルールの起源は自生的かという問いについてのハイエク自身の理解は、それほど単純ではなく、ある意味で両義的である。

一方でハイエクは、「自生的秩序を支えるルールが自生的な起源を有するとは、必ずしも限らない」と明言する。彼によると、自生的秩序が依存しているルールもまた、自生的な起源を有するかもしれないが、常にそうである必要はない。なぜなら、結果として生まれてくる秩序の自生的な性質は、その秩序が依存するルールの自生的な起源と区別しなければならないからである。したがって彼の主張によれば、自生的な秩序が、完全に熟慮のうえでの設計の産物であるルールに依存するという可能性は、十分に存在する⁽¹³⁾。

だが他方でハイエクは、彼の様々な著作の中で、「自生的秩序を支えるルールは、実際には、自生的な秩序形成の結果であり、試行錯誤に基づく進化の結果である」ということを繰り返し強調する。彼の指摘によると、自生的秩序を支える目的独立的で一般的・抽象的な行為ルールは、実際には、支配者の指図ではなく、個々人の期待が基礎を置く慣習の発展を通じて受け入れられるようになったものである⁽¹⁴⁾。それゆえ彼は、「このような自生的な秩序形成の結果としての慣習と先例に由来する法は、支配者によって設計された法と異なり、目的独立性・一般性・抽象性という属性を必然的に有している」と主張する⁽¹⁵⁾。つまり自生的秩序を可能にしたルールは、もともと結果を期待して設計されたものではなく、たまたま適切なルールを採用した人々が複雑な文明を発達させ、そのよ

うなルールを遵守する人々がうまく行ったという理由で、その後他の人々に普及するようになったものだというわけである。⁽¹⁶⁾ 換言すれば自生的秩序の形成に役立つルールは、我々の知性によって設計されたものではなく、過去における長期間の試行錯誤の結果に基づいて漸進的に進化してきた行為ルールだということができる。⁽¹⁷⁾

したがって、「自生的秩序を支えるルールの起源は自生的か」という問いに対するハイエクの回答は、次のようにまとめることができる。すなわち、自生的秩序を支える目的独立的で一般的・抽象的なルールは、理論上は、必ずしも自生的な秩序形成の結果であるとは限らず、場合によっては完全に熟慮のうえでの設計の産物である可能性も存在するが、実際にはそのようなルールの多くは、自生的な秩序形成の結果であり試行錯誤に基づく進化の結果である、と。

第二節 自生的秩序を支えるルールの設計は可能か

それでは、自生的な秩序形成の結果あるいは試行錯誤に基づく進化の結果という要素を全く持たない、純粋に熟慮のうえでの設計の産物であるルールが、実際に、目的独立性・一般性・抽象性という特徴を有し、自生的秩序を生み出してそれを維持することは可能であろうか。換言すれば、自生的秩序を支える目的独立的で一般的・抽象的なルールを熟慮のうえでの設計することは、実際に可能であろうか。

この問題を検討する際に注目すべきなのが、「自生的秩序を可能にする人為的手段をめぐる『庭師』の比喻」についてのハイエクの記述である。それによると人間は、自生的な秩序形成過程を有効に機能させるためには、工芸家が工芸品を形作るようなやり方ではなく庭師が植物に行うようなやり方で、自身が得ることのできる知識を使用しなければならない。そこで求められているのは、庭師が適切な環境を与えることで植物自体の成長を促すようなやり方。すなわち、「庭師が、これまでの経験の中で植物がうまく成長する環境だと事実によって証明されてきた

様々な条件について、整理し検討を加えたうえで、そのような条件の整備を行う」というようなやり方 であって、設計主義的な手法 すなわち、関連する事実についてのあらゆる知識が統一的知識として単一の知性に知られており、それを知る一人の人間がその知識を基礎にして、白紙の状態から望ましい秩序を設計するという手法 ⁽¹⁸⁾ では決してない。

以上のようなハイエクの記述に基づく、自生的秩序を支えるルールを熟慮のうえで設計することも実際に可能だという主張には、決定的な難点がある。なぜなら、「純粹に熟慮のうえでの設計の産物であるルールが、実際に、目的独立的な自生的秩序を生み出してそれを維持する」という想定は、いわば、庭師が工芸家のように設計主義的な手法を用いることを想定するような、そもそも完全な実現が不可能な想定だといわざるを得ないからである。したがって自生的秩序を有効に機能させる目的独立的で一般的・抽象的なルールは、立法者による熟慮のうえでの設計ではなく、これまでの経験の中で自生的な秩序形成過程がうまく機能する環境だと事実によって証明されてきた様々な条件の整備を行うことによって生み出されてくる、と考えるなければならない。⁽¹⁹⁾

もっともこのように考えるからといって、自生的秩序を支えるルール自体の自生的な起源をやみくもに絶対視するわけでも、そのようなルールに人為的な要素が加わることを全面的に否定するわけでも、決してない。自生的秩序を支えるルールの形成過程に検討を加える際に否定されなければならないのは、設計主義的な発想に基づくルールの制定であって、人為的手段の使用それ自体ではない。したがって例えば、過去における長期間の試行錯誤の結果に基づいて漸進的に進化してきた行為ルールを整理・検討することによって、自生的秩序が有効に機能するための条件整備を行うルールを立法することは、もちろん可能である。⁽²⁰⁾ ただしその際に立法者が行うのは、所与のルール体系の枠内で、そのルール体系内の他のルールと両立しない特定のルールを批判し漸進的に排除することによって、所与のルール体系を改善し修正することだけであって、

確立したルール体系すべてを自らが熟慮のうでで全く新しく作り直すことでは決してない、という点には注意しなければならない。^{(21) (22)}

第三節 小括

第一章でごく簡単に触れたように、ハイエクが自生的秩序の有用性を強調するのは、「無数の個々人に分散した知識を最大限に利用するためには、個々人が保持している知識を自らの目的のために自由に使用することを最大限に尊重して、分散した知識の相互交流・相互活用に基づく秩序形成を重視しなければならない」と考えるからである。⁽²³⁾ つまり彼は、自生的な秩序形成を可能にするための大前提として個人の自由な活動を最大限に認めることの重要性を強調し、その際に必要不可欠な「自由を支えるルール」が持つべき性質を指摘したうで、⁽²⁴⁾ そのようなルールが実際に形成されてくる過程に考察を加えているのである。

したがって本章の結論は、次のようにまとめることができる。自生的秩序を支えるルールは、必然的に、個人の自由な活動を最大限に尊重するルールでなければならない。そのためにはそのようなルールは、具体的な行為の内容を指令・命令するのではなく禁止の内容を有する、目的独立的で一般的・抽象的なルールであることが求められており、いかなる性質と内容を有するルールでもよいというわけでは決してない。そしてそのようなルールは、実際には、立法者による熟慮のうでの設計ではなく、自生的な秩序形成と進化の過程の結果として生み出されてくるものである。それゆえそのようなルールの形成過程に注目する際には、「人間の行為の結果ではあるが、人間の設計の結果ではない」という意味での自生的な秩序形成の結果と、個々人の試行錯誤に基づく漸進的な進化の結果を重視しなければならない。^{(25) (26)}

第三章 自生的秩序論と進化論の関係

第二章で述べたようにハイエクは、自生的秩序を支えるルールの形成

過程について、自生的な秩序形成と進化の過程の結果であると考え。では彼は、自生的秩序論と進化論の関係をどのように捉えているのであろうか。この点について彼は、「進化と自生的秩序という双子の観念」という言葉で説明するが、その内実は不明確である⁽²⁷⁾。それゆえ彼の自生的秩序論と進化論に対しては、各々の議論を明確に区別せず両者を一体的・連続的に捉えたうえで、そこに内在する問題点や矛盾を指摘して批判を展開する議論が数多く存在する。例えば、その代表格ともいえるV・ヴァンバーグのハイエク批判は、「ハイエクの自生的秩序論・進化論には『方法論的個人主義』と『集団淘汰論』という互いに異質な二つの要素が混在しており、その二つの要素の間での重大な矛盾を克服できていない」という主張を展開している⁽²⁸⁾。

もっとも、ヴァンバーグに代表されるこのようなハイエク批判に対しては、有力な反論が存在する。例えば渡辺幹雄は、ハイエクの方法論的個人主義をめぐる論争について、ハイエクが提示する存在論的全体論は彼の方法論的個人主義と難なく両立できると指摘する。なぜなら方法論的個人主義とは、純粋に社会理論を展開する際の方法論として、個人の次元から社会現象を説明しようと試みるものであり、社会現象をそれ自体の総体として捉えるよりも個々の構成員たる個人の働きに着目したほうがより良い理解につながるという主張であって、本質的には社会と個人との間の関係性や両者が備える性質について何らの見解も挟まないものだからである⁽²⁹⁾。それゆえ渡辺の指摘に従えば、ヴァンバーグが主張する「ハイエクの自生的秩序論・進化論における方法論的個人主義と集団淘汰論の矛盾」は、そもそも存在しないということになる。

この点について、確かに以上で述べた渡辺の指摘は、極めて的確なものである。だが筆者は、このことを認めたとうえで、以上のような渡辺の指摘と異なる観点 すなわち、ハイエクにおける自生的秩序論と進化論の関係という観点 に基づいて、先に述べたヴァンバーグに代表されるハイエク批判に反論することが可能であると考え。そのような観

点の根底にあるのは、「ハイエクの自生的秩序論と進化論に検討を加える際に、各々の議論の区別や両者の関係を明確にしないまま、両者を一体的・連続的に捉えるような理解に基づいて論を展開することは、そもそも妥当か」という、これまでのハイエク研究の中であまり注目されてこなかった問題意識である。換言すれば、ハイエクが自生的秩序論を展開する際に対象としている問題は、彼が進化論を展開する際に対象としている問題と、明らかに異なるのではないか。だとすれば、彼の自生的秩序論と進化論を検討する際には、各々の議論が対象とする問題の違いを明確に意識する必要があるのではないか。そうであるならば、彼の自生的秩序論と進化論を明確に区別せず両者を一体的・連続的に捉え、両者を同一平面上の問題を対象とする議論だと理解するヴァンバーグのようなハイエク批判には、そもそも大きな誤りがあるのではないか。筆者がここで提起したいのは、このような問題なのである。

そこで本章では、まず始めに第一節において、ハイエクの自生的秩序論と進化論を一体的・連続的に把握したうえで、彼の自生的秩序論・進化論における「個人主義的で『見えざる手』的な考え方」と「集団淘汰的な考え方」の矛盾を指摘する、ヴァンバーグのハイエク批判を確認する。そのうえで次に第二節において、このようなヴァンバーグのハイエク批判の問題点を指摘し、それを回避し得るハイエクの自生的秩序論と進化論についての理解を提示したい。

第一節 ヴァンバーグのハイエク批判 自生的秩序論と進化論の一体的・連続的な把握

ヴァンバーグの指摘によると、自生的秩序としての市場というハイエクの構想は、進化の過程としてのルール的发展 ハイエク自身の言い方でいえば、文化の進化 という彼の考えと、密接に結び付いている。なぜならハイエクは、自生的秩序としての市場という構想について論を展開する際に、自生的秩序を支える文化的ルールの生成と変化の過程を

めぐる問題に特に注意を向けるからである。ヴァンバーグによれば、この問題を取り扱うのがハイエクの「文化の進化」論である。このようにヴァンバーグは、ハイエクの自生的秩序論と進化論を一体的・連続的に把握したうえで、彼の「文化の進化」論を詳細に検討して行く。⁽³¹⁾

まず始めにヴァンバーグは、ルール生成と変化の過程に検討を加える際に、政治的過程と自生的過程の基本的区別から議論を開始する。ヴァンバーグによると、ルール生成と変化の過程に関する政治的過程とは、何らかの代表者あるいは機関が、ある社会共同体のために、熟慮のうえでルールを選択し実行する場合のことである。これに対して、ルールの生成と変化の過程に関する自生的過程とは、個別的に各々の目的を追求する個人の間で展開される相互行為の、意図せざる社会的結果としてルールが出現する場合のことを指す。⁽³²⁾ 以上のような基本的区別を踏まえてヴァンバーグは、ハイエクの「文化の進化」論について、「その議論は、ルールが自生的に出現し変化する過程が進化論的な過程だということを、明らかにしなければならない」と指摘し、以下のような分析を加える。⁽³⁴⁾

一方で、ハイエクの著作の中には、文化の進化という観念についての「個人主義的で『見えざる手』的な考え方」を見出すことができる。それは、個人が新しいやり方を取り入れることによって変異の過程が進行し、個人の模倣によって淘汰の過程が進行するという考え方である。つまり、文化の進化に関するハイエクの「個人主義的で『見えざる手』的な考え方」によるならば、文化の進化に関する様々な問題を認識し状況の変化に反応するのは、明らかに個人のみだということができる。

だが他方で、文化の進化をめぐるハイエクの議論の中には、このような「個人主義的で『見えざる手』的な考え方」から「集団淘汰的な考え方」への暗黙の移行が存在する。それは、「ルールが出現し広まるのは、そのルールを実践している個人にとって利益になるからだ」という考えから、「ルールが守られるようになるのは、そのルールが集団にとって

有利だからだ」という考えへの移行である。

この文化の進化に関する集団淘汰的な考え方について、ヴァンバーグは、「その中に、個人レベルの考え方と集団レベルの考え方という二種類のものが、本質的に存在し得る」と指摘する。個人レベルの考え方とは、あるルールがある集団に対してもたらす有益な結果を個々人が認識し、そのルールを実行し施行するために個人的あるいは集合的に行動する、というものである。これに対して集団レベルの考え方とは、何らかの独特なフィードバックのメカニズムが集団的・集合的なレベルで機能している、と想定するものである。このように、文化の進化に関する二つの集団淘汰的な考え方を提示したうえで、ヴァンバーグは、どちらのレベルの考え方も、必然的に、文化の進化に関する「個人主義的で『見えざる手』的な考え方」と衝突すると批判する。

文化の進化に関する個人レベルの集団淘汰的な考え方が「個人主義的で『見えざる手』的な考え方」と衝突するのは、個人レベルの考え方が、意図せざるルールの出現ではなく、熟慮のうえでのルールの設計の重要性を強調するからである。つまり個人レベルの考え方は、厳格な個人主義の立場を基礎に置くという点では「個人主義的で『見えざる手』的な考え方」と共通点を有するものの、その考え方が焦点を合わせるのはルールの選択・変更・施行に関する政治的過程であって、個別的に各々の目的を追求する個々人の中で展開される相互行為の結果としてルールが出現するという、自生的で「見えざる手」的な過程ではないということが出来る。また、ハイエクの「文化の進化」論における、集団レベルの集団淘汰的な考え方と「個人主義的で『見えざる手』的な考え方」との衝突について、ヴァンバーグは次のように結論づける。すなわち、これら二つの考え方が衝突するのは、集団的・集合的なレベルで機能する文化の進化過程に訴える前者の主張と後者の基礎にある方法論的個人主義とが、明確に対立し矛盾するからである、と。⁽³⁵⁾

第二節 対象とする問題の違いに基づく区別 共同体内部における ルールの形成・発展過程を扱う自生的秩序論 と 共同体間の競争の中でのルールの形成・発展過程を 扱う進化論

第一節で確認したようにヴァンバーグは、ハイエクの自生的秩序論と進化論について、両者を一体的・連続的に把握したうえで、彼の「文化の進化」論における「個人主義的で『見えざる手』的な考え方」と「集団淘汰的な考え方」の矛盾を指摘し、彼の自生的秩序論・進化論における一貫性の欠如を厳しく批判する。だがこのようなヴァンバーグのハイエク批判は、ハイエクの自生的秩序論と進化論についての正確な理解に基づき、妥当な批判といえるであろうか。

ここで注目すべきなのが、自生的秩序を支える行為ルールの出現過程を論ずるハイエクの「文化の進化」論をめぐる、C・ペッツウラの議論である。なぜならペッツウラは、ハイエクの「文化の進化」論について、「集団内において、新しいルールが、その集団の各構成員によってどのように採用されてくるのか」をめぐる議論と、「集団間の競争で、どのルールが優位となるか」⁽³⁶⁾をめぐる議論とを、明確に区別するからである。

この点について、実はヴァンバーグ自身も、いま述べたペッツウラによる区別を暗黙的に認めるような記述を行っている。例えばヴァンバーグは、文化の進化に関する「個人主義的で『見えざる手』的な考え方」について分析を加える際に、「ハイエクは、……革新者として活動し、『新しい変体』それは、伝統的な行動様式やその他の新たな行動様式との競争の中で、あるひとつの社会共同体の内部においてさらに多くの個人によって模倣されるという意味で優位する場合に、その共同体における新たな行動の規則性となり得るものである⁽³⁷⁾を生み出すような、個人々の役割を強調している」という点に言及する。またヴァンバーグは、文化の進化に関する「集団淘汰的な考え方」について分析を加える際に、その考え方を集団間競争に関するものだと捉える解釈に言及し

ている。⁽³⁸⁾このようなヴァンバークの記述に注意を払うならば、彼自身も、「ひとつの共同体の内部において、あるルールが支配的になる過程」と「複数の共同体間の競争の中で、あるルールが支配的になる過程」との違いを意識しており、文化の進化に関する「個人主義的で『見えざる手』的な考え方」に言及する際には前者の過程を念頭に置いている、ということができよう。

だが結局ヴァンバークは、このような違いを暗黙的には意識しつつも、両者の明確な区別に基づくハイエクの「文化の進化」論の検討は行わない。というのもヴァンバークは、ハイエクの自生的秩序論と進化論を明確に区別せず両者を一体的・連続的に捉え、両者を同一平面上の問題を対象とする議論だと理解しているからである。⁽³⁹⁾このようなヴァンバークの理解と対照的に、「ハイエクは、自生的秩序論と進化論を展開する際に、自身が対象とする複数の問題を明確に区別している」という点を指摘するのが、渡辺とE・フェザーである。⁽⁴⁰⁾

渡辺によれば、ハイエクは、自生的な形成物に対する批判を内在的批判と外在的批判の二つに区別したうえで、両者の必要性をともに認めている。またフェザーによれば、ハイエクは、「法・道徳・習慣といったものの体系の歴史の中で進行している進化の過程においては、実際には、内在的進化と外在的進化という二つの進化の過程が存在する」と考えている。では渡辺とフェザーは、ハイエクにおける自生的な形成物に対する内在的批判と外在的批判の違い、あるいは、ハイエクにおける内在的進化の過程と外在的進化の過程との違いを、それぞれどのように特徴づけているのであろうか。

渡辺の指摘によると、「道徳や法、その他自生的形成物に対する内在的批判は、いわゆる『合理的再構成』(rational reconstruction)の手續きに基づいてなされる。それは自生的に生じた道徳や法体系内部の様々な矛盾を取り除く(整合化する)形で行われる。⁽⁴¹⁾」またフェザーの指摘によると、ハイエクが考える内在的進化とは、「あるルールの内容が、

現存するもっと根本的なルールと矛盾するか」という基準に基づいて、あるルールを漸進的に発展させる過程のことである。⁽⁴²⁾つまり、自生的秩序を支えるルールの形成・発展過程に関してハイエクが展開する内在的批判・内在的進化とは、あるルールが有する内容の適否に検討を加える際に、所与のルール体系の枠内で進展し、そのルール体系内で既に承認されている他のルールとの整合性および両立可能性によって判定するものだということができる。彼の考えによれば、確立したルール体系すべてを全く新しく作り直すことでルール体系を改善することは、不可能である。我々にとって可能なのは、自らが熟慮のうえで自由に設計したわけではない所与のルール体系の枠内で、そのルール体系内の他のルールと両立しない特定のルールを批判し漸進的に排除することによって、所与のルール体系を改善し修正することだけである。⁽⁴³⁾

これに対してハイエクが考える外在的進化とは、フェザーの指摘によると、内在的進化によって発展したひとつの法・道徳・習慣といったものの体系が、他の同様の体系と競争する過程のことである。ここでフェザーは、適切にも、ハイエクの「文化の進化」論は外在的進化に関する議論であると明言する。⁽⁴⁴⁾渡辺もまた、適切にも、「ハイエクが考える自生的形成物に対する外在的批判において、まさに彼の進化論的思考が真価を発揮する」と指摘し、外在的批判をめぐる彼の議論を説明するために、我々の世界に存在するそれぞれ異なる伝統 社会的慣習、道徳規則、ないし法体系など ⁽⁴⁵⁾ の間の競争に言及する。つまり、自生的秩序を支えるルールの形成・発展過程に関する進化論の中でハイエクが展開する外在的批判・外在的進化とは、何らかの所与のルール体系の枠内におけるあるルールの漸進的な発展ではなく、複数の共同体間のルールをめぐる競争について検討を加える際に、「試行錯誤の結果、淘汰と模倣によってよりよいルールが生き残ってゆく」過程を論じたものだということができる。彼の考えによれば、複数の共同体間のルールをめぐる競争においてあるルールが支配的になるのは、そのルールが有する効果を

人々が理解したからではなく、それを実践する集団が成功したからすなわち、あるルールを実践する集団が成功を収めて他の集団に取って代わるから、あるいは、成功している集団を見て、成功を導くあるルールを他の集団が模倣するから⁽⁴⁶⁾である。

以上で述べた、ハイエクの自生的秩序論と進化論における内在的批判・内在的進化と外在的批判・外在的進化との明確な区別を踏まえると、彼の自生的秩序論と進化論の全体的な議論構造は以下のようにまとめることができる。彼は、独自の知識論に基づいて設計主義を批判し、個々人の自由な活動の相互調整に基づいて形成される自生的秩序の有用性を強調して、そのような自生的秩序を支えるルールが実際に形成され発展する過程を自生的秩序論と進化論で説明する。

自生的秩序を支えるルールの形成・発展過程に関するハイエクの自生的秩序論は、「ひとつの共同体の内部において、あるルールが支配的になる過程」を対象とした議論である。あるひとつの共同体の構成員たちは、その内部において、無数の個々人に分散した知識を最大限に利用するために、知性による設計ではなく個々人の自由な活動の相互調整を繰り返しながら長期間の試行錯誤に基づいて、その共同体のルールを形成しそのルールの内容を漸進的に発展させてゆく。その際に重要な役割を果たすのが、所与のルール体系の枠内において、そのルール体系内の他のルールと両立しない特定のルールを批判し漸進的に排除することで所与のルール体系を改善し修正する、内在的批判の過程である。

これに対して、自生的秩序を支えるルールの形成・発展過程に関するハイエクの進化論は、「複数の共同体間の競争の中で、あるルールが支配的になる過程」を対象とした議論である。あるひとつの共同体のルールを形成しその内容を発展させる過程は、その共同体の内部における自生的な秩序形成だけに限られない。あるひとつの共同体の構成員たちは、その内部における自生的なルールの形成と内在的批判に基づくルールの修正・発展を行うと同時に、他の共同体で支配的なルールとの競争の中

でさらに試行錯誤を繰り返して、自身の共同体のルールを再形成しそのルールの内容を漸進的に発展させてゆく。その際に重要な役割を果たすのが、淘汰と模倣による進化の過程である。

したがって、自生的秩序を支えるルールの形成・発展過程に関するハイエクの自生的秩序論と進化論は、ともに「独自の知識論に基づく設計主義批判を前提として、熟慮のうえでの設計によらないルールの形成・発展過程に言及する」という共通点を有しつつも、ルールの形成・発展過程について論ずる際に対象とする問題が明らかに異なる、二つの別個の議論だということができる。それらは、確かに相互に密接な関係を有する議論ではあるが、同一平面上の問題を対象とする一体的・連続的な議論では決してない。⁽⁴⁷⁾

第四章 自生的秩序論と進化論の限界 問題解決の手がかりと残された課題

本稿ではここまで、ハイエクの自生的秩序論と進化論の限界を検討するための準備作業として、彼の自生的秩序論と進化論に関する理解の整理を行ってきた。最後に本章で、以上の準備作業を前提として、彼の自生的秩序論と進化論の限界をどのように見定めたいかという問題に取り組むための手がかりを提示して、本稿を締めくくりたい。

第二章および第三章で述べてきたようにハイエクは、自生的秩序を支えるルールの形成・発展過程について、自生的な秩序形成の過程すなわち、ひとつの共同体の内部において、あるルールが支配的になる過程と進化の過程すなわち、複数の共同体間の競争の中で、あるルールが支配的になる過程の結果であると考えた。だがこのようなハイエクの議論に対してヴァンバーグは、「自生的な秩序形成の過程に基づくルールの形成・発展が可能となる条件は、かなり限定的である」と指摘し、ハイエクの自生的秩序論に基づく「囚人のジレンマ」問題の⁽⁴⁸⁾

解決には限界があるとの批判を展開している⁽⁴⁹⁾。ヴァンバーグの指摘によれば、確かに、ハイエクの自生的秩序論に基づく「囚人のジレンマ」問題の解決はおよそ期待できないというわけでは決してない。なぜなら、社会的な相互行為の中で賞罰を互いに交換することによってルールを相互に強化しあうメカニズムである、「相互主義 (reciprocity) のメカニズム」が機能すれば、相互に協力するという行動様式が定着することも不可能ではないからである⁽⁵⁰⁾。だがヴァンバーグによると、このように「相互主義のメカニズム」が機能することで、ハイエクの自生的秩序論に基づいて「囚人のジレンマ」問題が解決できるのは、一定の限定的な条件下においてのみである。というのも、「相互主義のメカニズム」が機能することで多様な利害を有する個々人の間に協調行動が生み出されるためには、相互行為の当事者が再会する可能性や誰が裏切ったのかを突き止める可能性が高く、したがって「相手に協力すれば自分も協力され、逆に、相手を裏切れば自分も裏切られる」という可能性が高くなければならないからである。それゆえ、相互行為の当事者の人数が増加したり社会的流動性が高まることによって、相互行為の当事者が再会する可能性や誰が裏切ったのかを突き止める可能性が低くなると、「相互主義のメカニズム」が機能することで協調行動が生み出されることが困難になるといえる。そして、ハイエクが想定する自生的な市場秩序とは、まさに、このような「相互主義のメカニズム」が機能することが困難な、当事者の人数が増加して社会的流動性が高まった「広がった秩序」に他ならない。

もっともハイエク自身も、自生的な秩序形成と進化の過程に基づくルールの必然的な出現と普及を楽観視していたわけでは決してなく、自らの自生的秩序論と進化論の限界として、自生的な市場秩序に対して本能的に反発する人々の自然感情が存在することを十分に認識していた。だからこそ彼は、その限界を克服するために、一方で、議会制改革論を精力的に展開して「モデル憲法」を提示し、幸運にも偶然に出現できたもの

の依然として人々の自然感情からの反発にさらされ続ける市場秩序を守り抜くために意識的・人為的な対策を講じる必要性があることを力説しつつ、他方で、自生的な秩序形成と進化の過程の結果としてルールが実際に出現し普及するための背景的条件の探求に取り組んだのである。⁽⁵¹⁾

ハイエクの指摘によると、「自生的秩序を支える行為ルールは、それを人々が好まずまたその効果を人々が理解できないにもかかわらず、自生的な秩序形成と進化の過程を通じて数世代にわたって受け継がれてきた」という説明で、すべての問題が解決するわけではない。なぜなら、「そのような行為ルールの有益な効果を人々が理解できないならば、それはどこから出現し、どのようにして本能の強力な反発と理性の攻撃から守られたのか」という疑問が存在するからである。このような疑問を解決する要因として、彼は宗教の重要性を強調する。つまり彼は、自己犠牲を要求されるが社会全体のためにはなる行為ルールが、政治権力による強制によらずとも自生的に遵守され普及していく社会過程を可能にするための最終的な拠り所を、非合理的な宗教的規範に求めるに至ったわけである。そして彼の考えによれば、自生的秩序を支える行為ルールの出現と普及を可能にする背景的条件としての宗教的規範それ自体もまた、自生的な秩序形成と進化の過程の産物である。⁽⁵²⁾

だがこのようなハイエクの主張に対して、彼の自生的秩序論は伝統的な宗教の理解と矛盾するとの批判も存在する。⁽⁵³⁾ また J・ブキャナンは、ルールが実際に出現し普及するための背景的条件の探求が重要であることを認めつつも、ハイエクの議論が自生的な秩序形成と進化の過程の産物をあまりにも重視しすぎている点に批判を加える。⁽⁵⁴⁾ そこでブキャナンは、「相互主義のメカニズム」が機能する条件を限定的に理解するヴァンバーグと対照的に、古典的リベラリズムの最小限の倫理としての「相互主義の市場倫理」の観点すなわち、「相互主義のメカニズム」が機能することによって、相互に協力するという行動様式が定着し、多様な利害を有する個々人の間に協調行動が生み出されるという観点を

教育によって作り出し普及させることが、極めて重要であると主張する⁽⁵⁵⁾。

したがって、ハイエクの自生的秩序論と進化論の限界を検討するに際して、「自生的な秩序形成と進化の過程の結果としてルールが実際に出現し普及するために必要とされる、背景的条件とは何であり、その形成過程および普及過程をどのように理解するか」という問題に取り組むことを、筆者の今後の課題としたい。

- (1) cf. F.A.Hayek, *Individualism and Economic Order*, The University of Chicago Press, 1980 (以下, IEO), p.14, pp.77-78 [嘉治元郎・嘉佐佐代訳『個人主義と経済秩序 新装版ハイエク全集第3巻』春秋社, 1997年, 16-17頁, 107-108頁], do., *The Constitution of Liberty*, The University of Chicago Press, 1960 (以下, CL), pp.22-26, pp.29-30, pp.30-31, pp.58-59, p.69, pp.159-161 [気賀健三, 古賀勝次郎訳『ハイエク全集第5巻 自由の条件 自由の価値』春秋社, 1986年, 38-43頁, 47-49頁, 50頁, 87-88頁, 102頁, 同『自由と法 自由の条件 新装版ハイエク全集第6巻』春秋社, 1997年, 40-43頁], do., *The Fatal Conceit: The Errors of Socialism*, Routledge, 1988 (以下, FC), p.8, p.10, p.15, pp.21-23, pp.62-64, p.95, pp.143-144 [渡辺幹雄訳『致命的な思いあがり ハイエク全集第1巻』春秋社, 2009年, 8頁, 11頁, 17-18頁, 26-29頁, 88-91頁, 140頁, 213頁], do., *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*, Routledge, 1990 (以下, NS), pp.3-4, p.136, do., *Law, Legislation and Liberty: A new statement of the liberal principles of justice and political economy*, Volume 1, Routledge, 1993 (以下, LLL-1), p.5, pp.12-15, p.20, Ch.2 [矢島欽次, 水吉俊彦訳『ルールと秩序 法と立法と自由 新装版ハイエク全集第8巻』春秋社, 1998年, 12頁, 20-23頁, 30頁, 第二章], do., *Law, Legislation and Liberty*, Volume 2 (以下, LLL-2), pp.10-11 [篠塚慎吾訳『社会正義の幻想 法と立法と自由 新装版ハイエク全集第9巻』春秋社, 1998年, 20頁], do., *Law, Legislation and Liberty*, Volume 3 (以下, LLL-3), Epilogue, esp. p.163 [渡部茂訳『自由人の政治的秩序 法と立法と自由 新装版ハイエク全集第10巻』春秋社, 1998年, 終章, 特に226頁], E.Feser, “Introduction”, in do.(ed.), *The Cambridge Companion to HAYEK*, Cambridge U.P., 2006, pp.3-5,

- A.Gamble, “Hayek on knowledge, economics, and society”, in Feser (ed.), *The Cambridge Companion to HAYEK*, pp.111-112, D.Boaz, *Libertarianism : A Primer*, The Free Press, 1997, pp.40-42
- (2) cf. F.A.Hayek, *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, Routledge & Kegan Paul, 1967 (以下, S), pp.163-164, FC, p.6, p.12, p.16, p.20 [邦訳 5-6 頁, 15頁, 18-19頁, 24頁], NS, pp.135-136, LLL-1, p.11, pp.17-19, pp.50-51, Ch.4, Ch.5 [邦訳19頁, 26-29頁, 66-67頁, 第四章, 第五章], LLL-2, pp.4-5, pp.70-71 [邦訳12頁, 102頁], LLL-3, Epilogue [邦訳終章], S.Kresge and L.Wenar (eds.), *Hayek on Hayek : An Autobiographical Dialogue*, Routledge, 1994, pp.72-73 [嶋津格訳 『ハイエク, ハイエクを語る』 名古屋大学出版会, 2000年, 60-62頁]
- なお, このように過去における長期間の試行錯誤の結果に基づくルールの漸進的な進化をハイエクが重視する背景には, 彼の知識論が存在する。
cf. CL, p.30, pp.61-62 [邦訳49頁, 92頁], FC, p.75 [邦訳110-111頁], LLL-1, p.11 [邦訳19頁], LLL-3, p.130 [邦訳180頁]
- (3) cf. H.H.Gissurarson, *Hayek's Conservative Liberalism*, Garland Publishing, 1987, p.77, p.162, E.F.Paul, “Liberalism, Unintended Orders and Evolutionism”, in *Political Studies*, Vol.36, No.2, 1988 [浅野有紀 + 那須耕介訳 『自由主義・意図せざる秩序・進化論』 (『現代思想』 19巻 12号, 1991年)], C.Kukathas, *Hayek and Modern Liberalism*, Oxford U.P., 1989, J.Gray, *Liberalisms : Essays in Political Philosophy*, Routledge, 1989, pp.98-99, pp.245-249 [山本貴之訳 『自由主義論』 ミネルヴァ書房, 2001年, 141頁, 354-359頁], do., *Hayek on Liberty*, Third Edition, Routledge, 1998, pp.118-125, pp.140-145, pp.146-161 [照屋佳男・古賀勝次郎訳 『ハイエクの自由論 (増補版)』 行人社, 1989年, 213-223頁, 248-255頁], R.Kley, *Hayek's Social and Political Thought*, Oxford U.P., 1994, 江頭進 『F. A. ハイエクの研究』 日本経済評論社, 1999年, 223-224頁, 271-276頁, 森村進 『自由はどこまで可能か リバタリアニズム入門』 講談社現代新書, 2001年, 第7章, 山中優 『ハイエクの政治思想 市場秩序にひそむ人間の苦境』 勁草書房, 2007年
- (4) cf. N.Barry, “Hayek on Liberty”, in Z.Pelczynski and J.Gray (eds.), *Conceptions of Liberty in Political Philosophy*, The Athlone Press, 1984, p.281 [押村高訳 『ハイエク』 (訳者代表飯島昇蔵, 千葉眞 『自由論の系譜 政治哲学における自由の観念』 行人社, 1987年) 349頁], A.Gamble, *Hayek : The Iron Cage of Liberty*, Polity Press, 1996, p.40, pp.181-182, pp.187-188, do., *supra note 1*, esp. pp.130-131,

- J.M.Buchanan, *Why I, Too, Am Not a Conservative: The Normative Vision of Classical Liberalism*, Edward Elgar Publishing, 2005, p.87,
 萬田悦夫『文明社会の政治原理 F・A・ハイエクの政治思想』慶應義塾大学出版会, 2008年, 192-193頁
- (5) cf. V.Vanberg, “Hayek’s Theory of Rules and the Modern State”, in S.Ratnapala and G.A.Moens (eds.), *Jurisprudence of Liberty*, Butterworths, 1996, 山中前掲注3, 特に8頁, 10頁以下, 萬田前掲注4, 72頁
- (6) ハイエクの自生的秩序論・進化論をめぐる主要論点について, 近年の動向にも目配りしつつ簡潔に整理したものととして, B.Caldwell, *Hayek’s Challenge: An Intellectual Biography of F.A.Hayek*, The University of Chicago Press, 2004, pp.352-361, 山中前掲注3, 特に6-10頁を参照。
- (7) 山中前掲注3, 特に3-5頁, 10-16頁, 221-230頁
- (8) 拙稿「自由社会と伝統(一), (二)・完 ハイエクを手がかりにして」(『法学論叢』第149巻第1号, 第150巻第2号, 2001年), 同「自由主義と伝統の両立可能性に関する一考察 F・A・ハイエクとM・オークショットの比較検討」(『中京法学』第40巻第3・4号合併号, 2006年), 同「ハイエクの『行為ルールとしての伝統』論 マッキンタイアの『知的探求の伝統』論との比較検討」(森村進編著『リパタリアニズムの多面体』勁草書房, 2009年)
- (9) なお, ハイエクにおける自生的秩序論・進化論と伝統論との関係については, 葛生栄二郎『自由社会の自然法論』法律文化社, 1998年, 48-49頁, R.Scruton, “Hayek and conservatism”, in Feser (ed.), *supra note 1*, pp.218-220, S.Yenor, “Spontaneous Order and the Problem of Religious Revolution”, in L.Hunt and P.McNamara (ed.), *Liberalism, Conservatism, and Hayek’s Idea of Spontaneous Order*, Palgrave Macmillan, 2007, J.Z.Muller, “The Limits of Spontaneous Order: Skeptical Reflections on a Hayekian Theme”, in Hunt and McNamara (ed.), *Liberalism, Conservatism, and Hayek’s Idea of Spontaneous Order*, p.199も参照。
- (10) LLL-1, pp.43-52 [邦訳58-69頁]
- (11) Gissurarson, *supra note 3*, p.64
- (12) 山中前掲注3, 157-160頁
- (13) LLL-1, pp.45-46 [邦訳61-62頁]. もっともハイエクは, このような主張を展開すると同時に, 以下の点に注意を喚起している。まず第一に, 我々がよく知っている社会においては, 人々が実際に遵守しているルールのう

ちのいくつか すなわち、法ルールのうちのいくつか だけが熟慮のうへでの設計の産物であって、道徳や習慣に関するルールのほとんどは自生的に成長してきたものである。(*ibid.*, p.46 [邦訳61頁]) また、自生的秩序を支える行為ルールの熟慮のうへで制定しようとする際には、組織のルールと対照的に、常に長い目でみた結果を目指さなければならない。(LLL-2, p.29 [邦訳45頁])

- (14) LLL-1, pp.81-82 [邦訳108頁]
- (15) *ibid.*, pp.85-88 [邦訳112-115頁]
- (16) *ibid.*, pp.50-51 [邦訳66-67頁], S, pp.163-164
- (17) FC, p.12 [邦訳15頁], NS, pp.135-136, LLL-2, pp.4-5 [邦訳12頁], Kresge and Wenar (eds.), *supra note 2*, pp.72-73 [邦訳60-62頁]
- (18) NS, p.34. cf. F.A.Hayek, *The Road to Serfdom*, Routledge, 1991 (以下, RS), p.14 [西山千明訳『隷属への道』春秋社, 1992年, 15-16頁], LLL-1, pp.14-15 [邦訳23頁], 渡辺幹雄『ハイエクと現代リベラリズム「アンチ合理主義リベラリズム」の諸相』春秋社, 2006年, 137-138頁, 山中前掲注3, 134頁
- (19) なお、このように考えなければならない理由の詳細については、拙稿前掲注8「自由主義と伝統の両立可能性に関する一考察」262-263頁, 同「ハイエクの『行為ルールとしての伝統』論」40-41頁, 渡辺前掲注18, 59-60頁, 549-553頁を参照。
- (20) この点についてハイエクは、自生的な秩序形成の結果である行為ルールの明文化した法が、自身の力では脱することのできないあるいは少なくとも非常に速やかには修正できない、袋小路に行き着いてしまう場合の解決法として、立法による「修正」という解決法を提示し、「それはあくまでも、立法による『修正』であって、問題を抱えている法を廃棄して新たな法を一から完全に自由に設計し直すという意味での、立法による恣意的な『改変』ではない」という点を強調する。LLL-1, pp.88-89 [邦訳115-117頁]
- (21) cf. S, p.103, NS, p.11, LLL-1, p.65 [邦訳86頁], LLL-2, pp.24-27, p.38ff. [邦訳37-42頁, 58頁以下]
- (22) なお、ハイエクの「モデル憲法」論に対する批判については、本稿の論述とは異なるかたちでの考察が必要である。この点について、詳細は、拙稿「ハイエクにおける立憲主義についての一考察」(『法の理論22』成文堂, 2003年) 36頁を参照。
- (23) cf. CL, pp.29-31 [邦訳47-50頁], LLL-2, pp.10-11 [邦訳20頁]
- (24) cf. RS, pp.152-153 [邦訳281-282頁], CL, pp.152-156, pp.207-208, p.229 [邦訳29-35頁, 106-107頁, 136頁], FC, pp.29-31, pp.63-64 [邦訳

39-43頁, 88-91頁], NS, pp.133-135, LLL-1, pp.43-52 [邦訳58-69頁], LLL-2, pp.35-38, pp.109-111, pp.123-124, pp.126-128 [邦訳53-57頁, 152-156頁, 171-172頁, 175-178頁], Kley, *supra note* 3, pp.75-77. ハイエクによれば, 個々人の自由な活動を最大限に尊重する自由な社会を可能にするためには, ルールが必要不可欠である。この点について, 彼は, 以下のように説明する。

自由な社会とは, 共通の目的が存在しない多元的社会である。そこでは, 個々人がそれぞれ, 各々の目的を追求する。このような状態の下で人々が平和的に共同することが可能となるためには, 交換の採用が不可欠である。そしてこのために必要とされるのが, 各々に属するものと, その所有物が同意によって移転される方法とを決定する, ルールが認められることである。自由な社会では, 各々の個人は, すべての人々に平等に適用されるルールにのみ従うことが期待されている。

このような, すべての人々の同一の自由を保障するために各々の自由を制限する, 法の下での自由という構想が意味をなすためには, 法は, いかなる共通の目的からも独立しており具体的な事例に対する適用に関係なく定められた, 目的独立的で一般的・抽象的なルールでなければならない。というのも, そのような目的独立的で一般的・抽象的なルールは, 特定の状況において満たすべき行為の条件を明記するだけであり, これらの条件を満たす行為はすべて許容されるからである。換言すればそのようなルールは, 個々人に対して単なる行為枠組を提供するだけであって, 各々の個人は, その行為枠組の中で自由に活動することが可能である。また一般的にあってそのようなルールは, 具体的な行為の内容を指令・命令するものではなく, 禁止の内容を有する消極的ルールである。

(25) *cf.* Kukathas, *supra note* 3, p.89

(26) この点についてギスラーソンと山中も, 一方では, 自生的秩序を支えるルールの特徴として, その起源の自生性ではなくそのルールが有する目的独立性・一般性・抽象性を強調しつつも, 同時に他方では, 「自生的秩序を支える目的独立的で一般的・抽象的なルールは, 実際には, 自生的な秩序形成の結果である」という点にも慎重に注意を払っている。

ギスラーソンによると, ハイエクにおける自生的秩序とそれを可能にするルール・システムとの関係は, 複雑である。なぜなら, 「自生的秩序を可能にするルール・システムそれ自体が, 自生的秩序である」という事実が, しばしば存在するからである。そのような事実の具体例として, ギスラーソンは言語とコモン・ローを挙げている。したがってギスラーソンの主張によれば, ハイエクに対するリベラルな批判者の中には, 以下に挙げる二

つの事柄 すなわち、ハイエクのリベラリズムにおける、具体的な歴史的・社会的現実を念頭に置いた特定の自生的秩序にコミットする傾向と、ハイエクが何らかの所与のルール・システムを支持するのは、自生的秩序を可能にするいくつかの特徴をそのルール・システムが共有しているからであって、そのルール・システムそれ自体が自生的秩序であるからではないという点 の関係を混同して、ハイエクの進化論についての誤った批判 例えば、ハイエクのコモン・ロー擁護に対する批判 を展開する者が存在するので、以上の二つの事柄の区別に注意を払わなければならない。(Gissurarson, *supra note 3*, p.64)

また山中も、「ハイエクは、社会規範を言語化以前の暗黙的な精神領域の中に知らず知らずのうちに体得していくという、自生的な社会過程の存在を強調していた」というC・クカサスの指摘に言及して、「自由主義的な社会規範は、無意識的な自生的社会過程の中から生み出された正義感覚として人間に備わる」と考えるハイエクの議論を確認している。山中のハイエク理解によれば、社会的な行為ルールたる正義規範は目的独立的で抽象的な性質を有するが、このようなルールは必ずしも言葉で明確に説明できるものとして意識されていなくともよい。むしろ人間はこのようなルールを、言語化されない暗黙的な「正義感覚」として何世代にもわたる適応努力の中で身に付けてきたのであって、このように自動化された習慣としての行動様式をとらせる諸々の傾向性の体系こそが、伝統や慣習といった文化的ルールであった。(山中前掲注3, 60-63頁) したがって、「目的独立的な商業的交換を基盤とした社会関係は、明示的な社会契約によって実現されたのではなく、必ずしも言語化されない暗黙的な正義感覚として、すなわち伝統・習慣といった文化的ルールとして、徐々に定着してきたのである。」(同63頁)

- (27) S, p.77. cf. FC, p.146 [邦訳216頁], NS, p.250, LLL-1, p.23 [邦訳33頁], LLL-3, p.158 [邦訳219頁], C.Petsoulas, *Hayek's Liberalism and its Origins: His idea of spontaneous order and the Scottish Enlightenment*, Routledge, 2001, p.32, Kley, *supra note 3*, pp.39-40
- (28) cf. V.Vanberg, "Spontaneous Market Order and Social Rules: A Critical Examination of F.A.Hayek's Theory of Cultural Evolution", in J.C.Wood and R.N.Woods (eds.), *Friedrich A.Hayek: Critical Assessments*, Volume , Routledge, 1991, p.178ff. [石山文彦訳「自生的市場秩序と社会の諸ルール F・A・ハイエクの文化の進化論の批判的検討」(『現代思想』19巻12号, 1991年) 141頁以下], Paul, *supra note 3*, p.251 [邦訳180-181頁], Gray, *supra note 3*, *Hayek on Liberty*, Ch.2

[邦訳第二章], 江頭前掲注3, 第7章, Caldwell, *supra note* 6, p.352ff., 山中前掲注3, 8頁以下, 100頁以下

- (29) Vanberg, *supra note* 28. ヴァンバーグのハイエク批判の要点を簡潔に整理したものととして, 山中前掲注3, 104-116頁も参照。

なお, ヴァンバーグと同様の問題意識に基づくハイエク批判として, Paul, *supra note* 3, Gray, *supra note* 3, Hayek on Liberty, pp.129-130 [邦訳230-232頁] がある。また, ハイエクの自生的秩序論・進化論における方法論的個人主義と集団淘汰論との矛盾をめぐる近年の議論動向を整理したものととして, 江頭前掲注3, 214頁, 山中前掲注3, 221-226頁も参照。

- (30) 渡辺前掲注18, 445-446頁, 494頁。また, 森村進編著『リパタリアニズム読本』勁草書房, 2005年, 62-63頁, 渡辺幹雄『ロールズ正義論とその周辺 コミュニタリアニズム, 共和主義, ポストモダニズム』春秋社, 2007年, 111-117頁も参照。

なお, この点に関して渡辺と同様の指摘を行うものとして, Gissurarson, *supra note* 3, pp.44-45, 太子堂正弥「抽象の第一義性と内在的批判 ハイエクにおけるルールの『発見』をめぐって」(『経済論叢別冊 調査と研究』第32号, 2006年) 80頁がある。

- (31) Vanberg, *supra note* 28, pp.178-180 [邦訳141-143頁]

(32) *ibid.*, p.180 [邦訳143頁]

(33) *ibid.*, p.182 [邦訳144頁]

(34) *ibid.*, pp.182-185 [邦訳145-148頁]

- (35) もっともヴァンバーグは, 文化の進化に関する集団レベルの集団淘汰的な考え方について, このようにハイエクにおける方法論的個人主義との矛盾を指摘するだけでは不十分だと考える。そこでヴァンバーグは, 文化の進化に関するハイエクの「集団淘汰的な考え方」それ自体について詳細な分析を加えて, 「その考え方はあまりにも漠然としたものであるため, 真に興味深い結論を得ることはできない」との評価を下している。 *ibid.*, pp.185-188 [邦訳147-150頁]

(36) Petsoulas, *supra note* 27, pp.3-4

(37) Vanberg, *supra note* 28, pp.182-183 [邦訳145頁] (ただし, 傍点は筆者による。)

(38) *ibid.*, pp.197-198, note 12

(39) それゆえヴァンバーグは, 文化の進化に関する「集団淘汰的な考え方」を集団間競争に関するものと捉える解釈について, 文化の進化に関する「個人主義的で『見えざる手』的な考え方」に付け加えるべき, 集団淘汰

- に関する特別な理論は何もないとの評価を下している。*ibid.* なお、文化の進化に関するハイエクの「集団淘汰的な考え方」を集団間競争に関する説明だと捉える解釈に対して、ヴァンバーグ同様に否定的な評価を下すものとして、Petsoulas, *supra note 27*, p.64, p.75, note 80, D.R.Steele, “Hayek’s Theory of Cultural Group Selection”, in *Journal of Libertarian Studies*, Vol.8, No.2, 1987, pp.173-178も参照。
- (40) 渡辺前掲注18, 88-90頁, E.Feser, “Hayek on Tradition”, in *Journal of Libertarian Studies*, Vol.17, No.1, 2003, p.23ff.
- (41) 渡辺前掲注18, 88頁(ただし、傍点は筆者による。)
- (42) Feser, *supra note 40*, pp.24-27
- (43) S, p.103, LLL-1, p.65 [邦訳86頁], LLL-2, pp.24-29, p.38ff. [邦訳37-44頁, 58頁以下], NS, p.11. *cf.* FC, p.69 [邦訳101頁], NS, pp.18-20, LLL-3, p.166 [邦訳231頁]. なお、ハイエクの自生的秩序論と進化論における内在的批判に関する問題を論じたものとして、太子堂前掲注30, 75-78頁も参照。
- (44) Feser, *supra note 40*, pp.23-24. なおフェザーによれば、ハイエクの「文化の進化」論における競争の単位は、人種でも個々の人間でもなく、伝統である。このような伝統をめぐる「文化の進化」に関するハイエクの説明は、FCにおいて最も完全なかたちで展開されている。*ibid.*, pp.27-28
- (45) 渡辺前掲注18, 88-90頁
- (46) S, pp.163-164, FC, p.6, p.12, p.16, p.20 [邦訳5-6頁, 15頁, 18-19頁, 24頁], NS, pp.135-136, LLL-1, p.11, pp.17-19, pp.50-51, Ch.4, Ch.5 [邦訳19頁, 26-29頁, 66-67頁, 第四章, 第五章], LLL-2, pp.4-5, pp.70-71 [邦訳12頁, 102頁], LLL-3, Epilogue [邦訳終章], Kresge and Wenar (eds.), *supra note 2*, pp.72-73 [邦訳60-62頁]. なお、ハイエクにおける伝統の複数性、および、伝統間比較の可能性と限界に関しては、拙稿前掲注8「ハイエクの『行為ルールとしての伝統』論」40-42頁を参照。
- (47) だからこそハイエクは、「進化と自生的秩序という双子の観念」という言葉を用いているのである。なお、ハイエクの自生的秩序論と進化論について、本稿で筆者が提示した理解と異なる区別を用いて整理・検討を加えるものとして、Gissurason, *supra note 3*, p.61ff., Kley, *supra note 3*, p.38ff. がある。
- (48) 周知のように、「囚人のジレンマ」問題の典型例とは、共犯容疑をかけられた二人の囚人が相互に意思疎通できないという状況において、相棒と協力して黙秘を守るかそれとも相棒を裏切って自首するかという判断を迫られた場合に、二人の囚人はともに、相棒に裏切られて自分だけが損をす

ることを避けて自分の利益 例えば、刑の軽減 を確保するために、自分から先手を打って相棒を裏切り自白するという選択をするであろう、という問題である。より一般的にいえば、「囚人のジレンマ」問題とは、以下に挙げる四つの選択肢 すなわち、選択肢 Ⅰ：参加者全員があるルールを守れば、全員にとって利益になる、選択肢 Ⅱ：参加者全員があるルールを破れば、選択肢 Ⅰの場合よりも全員の境遇が悪くなる、選択肢 Ⅲ：参加者個人にとって最も魅力的なのは、他の参加者がルールを守っている場合に自分だけがルールを破って利益を得ることである、選択肢 Ⅳ：参加者個人にとって最も避けたいのは、自分はルールを守っているにもかかわらず他の参加者がルールを破るので自分の不利益が最大になることである

が存在する状況において、各参加者は、選択肢 Ⅰの状況を目指し選択肢 Ⅱの状況避けようとして行動した結果、選択肢 Ⅲではなく選択肢 Ⅳの状況になる、という問題である。

- (49) 以下の論述に際しては、Vanberg, *supra note* 28, pp.191-194 [邦訳153-155頁]を参照した。その要点を簡潔に整理したものとして、山中前掲注3, 108-113頁も参照。なお、ヴァンバーグと同様の観点に基づくハイエク批判として、Petsoulas, *supra note* 27, pp.63-72がある。

ちなみに、このヴァンバーグのハイエク批判は、ヴァンバーグ自身の用語法によるならば、ハイエクの「文化の進化」に関する「個人主義的で『見えざる手』的な考え方」に基づく「囚人のジレンマ」問題の解決には限界があると指摘するものである。だが第三章第二節で触れたように、ヴァンバーグ自身もまた、「ひとつの共同体の内部において、あるルールが支配的になる過程」と「複数の共同体間の競争の中で、あるルールが支配的になる過程」との違いを意識しており、文化の進化に関する「個人主義的で『見えざる手』的な考え方」に言及する際には前者の過程を念頭に置いている。そこで本稿では、このヴァンバーグのハイエク批判を、ひとつの共同体の内部においてあるルールが支配的になる過程を対象とした、ハイエクの自生的秩序論に対して投げ掛けられた批判であると理解して、論を展開する。

- (50) このように「『相互主義のメカニズム』は、多様な利害を有する個々人の間に協調行動を生み出す主要な源泉となる」という主張を展開するに際して、ヴァンバーグは、D・ヒューム、A・スミス、18世紀のその他のスコットランド学派の道徳哲学者の社会理論に加えて、R・アクセルロッドの著作に言及している。Vanberg, *supra note* 28, pp.193-194 [邦訳155頁]

なお、アクセルロッドの著作で展開されている主張をごく簡単にまとめると、*『無限回くりかえし囚人のジレンマ・ゲーム』*を想定すれば、

自生的な秩序形成過程に基づいて『囚人のジレンマ』問題を解決できる」という主張だということができる。R・アクセルロッド著、松田裕之訳『つきあい方の科学 バクテリアから国際関係まで』ミネルヴァ書房、1998年、6頁以下、10頁、16頁、19頁以下、56頁以下。ちなみに、「無限回くりかえし囚人のジレンマ・ゲーム」をめぐる以上のような主張については、以下の文献も参照。荒井一博『終身雇用制と日本文化 ゲーム論的アプローチ』中公新書、1997年、17頁以下、49頁以下、64-74頁、同『信頼と自由』勁草書房、2006年、9頁以下、48頁、59頁、131-150頁、185-206頁、松井彰彦『慣習と規範の経済学 ゲーム理論からのメッセージ』東洋経済新報社、2002年、29頁以下、223頁以下、小林公『法哲学』木鐸社、2009年、24-29頁

- (51) cf. Kley, *supra* note 3, pp.83-95, 山中前掲注3, 3-5頁, 10-16頁, 91-97頁
- (52) FC, pp.135-140 [邦訳203-211頁]. また, 山中前掲注3, 221-230頁も参照。
- (53) Yenor, *supra* note 9, p.108, pp.115-120
- (54) ブキャナンの指摘によれば、ハイエクは、人間の相互行為について述べる制度的な拘束の進化論的な起源をあまりにも強調しすぎている。確かに、人間の相互行為について述べる制度的な拘束の多くが進化の過程の産物であることは否定できず、したがって、「成功している自由社会において人々に遵守されている制度の大部分は、文化の進化というゆっくりとした無意識的な過程の中で進化してきた」というハイエクの着眼点は傾聴に値する。だが同時に、リベラルな市場秩序を支える制度の中には明確に計画され選択されてきたものも存在するということは、否定できない。Buchanan, *supra* note 4, p.31, p.35, p.87
- (55) *ibid.*, p.19, pp.30-39. ブキャナンによれば、リベラルな市場秩序が有効に機能するためには、法を超えた制度としての「個々人の相互行為について述べる倫理的規範」が必要である。そこで彼は、自身の問題関心を、市場秩序を支える制度化された倫理的規範 それは、明文化されていないが司法的決定における判例によって定められたインフォーマルな法、伝統 (tradition), しきたり (convention), 行為パターン, 物事の行い方, 習慣 (habit), マナーなどをも含む、「個々人の行動を制限し得る、フォーマルな意味での法を超えた、制度」である に向けて、市場秩序における個々人には「相互主義の観点に基づく、市場秩序を支える制度化された倫理的規範に従って行動することによって、すべての個々人が利益を得ることができる」という理解が求められると主張する。

なお、このようなブキャナンの主張に関連して注目すべき議論として、「『無限回くりかえし囚人のジレンマ・ゲーム』を想定すれば、自生的な秩序形成過程に基づいて『囚人のジレンマ』問題を解決できる」という主張を展開する際に、説得の効果や教育の重要性を強調する、荒井一博の議論がある。荒井前掲注⁵⁰『終身雇用制と日本文化』49-59頁、特に54-56頁、64-74頁、同『信頼と自由』188頁以下